

平成24年度東北森林管理局林野公共事業評価技術検討会審議概要

1 開催日時 平成24年8月2日 14時30分

2 開催場所 東北森林管理局4階第3会議室

3 出席者

(1) 技術検討会

会長 城戸幸次郎
委員 薄木 征三
委員 石井 正典
委員 菊池 俊一
委員 駒木 貴彰

(2) 当局出席者（検討委員会委員）

森林整備部長
計画部長
企画調整室長
計画課長
森林整備課長
販売課長
治山課長
企画調整室監査官（事務局）

4 議事概要

以下の治山事業の評価

完了後の評価

- ・火山地域防災機能強化総合治山事業（月山地区）
- ・復旧治山事業（蟹ヶ沢地区）

期中の評価

- ・地すべり防止事業（銅山川地区）

事前評価

- ・防災林造成事業（仙台湾沿岸地区）
- ・民有林直轄治山事業（仙台湾沿岸地区）

【完了後の評価全体について】

委員：費用対効果に係る金額について、平成15年度実施の期中評価時点と平成24年時点の金額が変わる理由について説明願いたい。

当局：大きく2つの理由がある。

① 算出のための単価が時間の変遷によって変わるため。

② 構造物は50年、森林整備ものは100年のスパンで評価をするが、社会的割引率の関係で年数を経るごとに金額が変わるものである。

委員：完了後の事案の2事案について、B/Cが上がっているもの、下がっているものがあるが、その理由を説明願いたい。

当局：年数を経るごとに総費用の単価は上がる傾向にあり、便益は社会的割引率の関係で下がるので、基本的にB/Cは時間経過とともに下がるものである。

今回、蟹ヶ沢のB/Cが5年経過後に上昇しているのは、災害防止便益を見る中で被害を防止するであろう金額の単価が上昇したという事情があるためである。

委員：今回は完了後5年後の評価ということだが、その後のさらなる評価は行う予定はあるか。

当局：原則として完了後の評価は1回行うこととしている。

【復旧治山事業（蟹ヶ沢地区）】

委員：今後の課題として「崩壊地の発生状況や土砂の流出状況を観察していく必要がある」としているが、特に土砂流出状況についてはどのように観察していくこととしているか。土砂トラップ等で見ているのか。

当局：現在の所は目視や調査報告を確認しているというところである。

【民有林直轄地すべり防止事業（銅山川地区）】

委員：「計画変更のうえ事業を変更する」とあるが、具体的にはどのように変更するのか。

当局：集水井工の基数の見直しを図るものである。

委員：便益の計算で、4つある項目のうち、災害防止便益のみを計算していたが、その理由を説明をされたい。

当局：各事業により便益を算定できるものとできないものがあり、「地すべり防止事業」については災害防止便益のみを算定する規定となっているため。

委員：「計画変更」について、事業の「必要性」「効率性」「有効性」と、それぞれどのような関係を持つがゆえに計画を変更しなければならないのか、そのあたりの記載が無いため、計画変更の必要性が分かりにくい。

当局：そのあたりの表現については検討をさせていただきたい。

委員：事業の必要性は認められる。現況をよく把握したうえで、計画変更をし継続してもらいたい。

【防災林造成事業（仙台湾沿岸地区）】

委員：国交省の護岸工事と林野庁の事業とは、どちらが先に行われるのか。

当局：並行して行うものである。

委員：植栽工の施工地は地盤沈下している箇所も多いが、そういう箇所は沈下を復旧しつつ施工するのか。

当局：盛土をして地盤を作りながら適切に施工する予定である。

委員：事業期間が8年間となっているが、8年間で実行は可能か。盛土や苗

木の確保等の課題にはどのように対処するのか。

当 局：現地の災害廃棄物を再生資材化したものを活用するなど、盛土材の外部からの搬入を減らし効率化を図るとともに、植栽工の苗木については全国から確保するよう調整しているところである。

委 員：被害の状況からも必要性は言うまでもないことであるので、官民調整しながら適切に進めていただきたい。

【評価】

会 長：それぞれの事業について必要性等は認められるとしてよいか。

各委員：了解。